

令和4年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項に基づき、神河町における障害者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町が発注する全ての物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

4 推進体制

- (1) 物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。
- (3) 各課が調達を円滑に進めることができるよう健康福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供するものとする。各課は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達するものとする。

5 調達物品等の目標

障害者就労施設等から調達する物品等に関する目標の具体的な内容は、次の表のとおりとする。

物品等の用途	調達等の予定額(円)	所管課等
支庁舎外清掃管理業務等	80,000	健康福祉課
令和3年度カレンダー購入	26,000	総務課

6 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、会計年度終了後に取りまとめ、公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品販売及び町、関係団体等が実施するイベントでの物品販売の、スペースの確保、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めるものとする。